

山口県後期高齢者医療広域連合公告第17号

山口県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第23号）第4条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づき、平成29年度の人事行政の運営等の状況及び特定事業主行動計画における取組実施状況等について、次のとおり公表します。

平成30年10月31日

山口県後期高齢者医療広域連合長 大 西 倉 雄

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の任免

職員はすべて、山口県及び県内の市町からの派遣によるものです。

（2）職員数

平成29年4月1日現在 26人

うち、山口県後期高齢者医療広域連合一般会計（以下「一般会計」という。）に属する職員は7人、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）に属する職員は19人です。

2 職員の給与の状況

県及び市町から派遣されている職員の給与は、一部の手当（※）を除き派遣元の県又は市町から支給されています。

なお、支給額に相当する額を広域連合から負担金として派遣元の県及び市町へ支払うことにより、派遣職員の給与は原則広域連合が負担しています。

※管理職手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当

(1) 人件費の状況 (平成29年度決算)

	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
一般会計	83,975 千円	1,583 千円	2,548 千円	3.0%
特別会計	233,075,091 千円	5,034,873 千円	4,168 千円	0.0%
合計	233,159,066 千円	5,036,456 千円	6,716 千円	0.0%

※人件費には、特別職の報酬を含みます。

(2) 給与費の状況 (平成29年度決算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
26 人	0 千円	6,417 千円	0 千円	6,417 千円	247 千円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額 (平成29年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額
41 歳 11 箇月	—

※給料は派遣元の団体の規定に基づき支払われているため、平均給料月額は算出していません。

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 週間の勤務期間
午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	正午から 午後 1 時まで	3 8 時間 4 5 分

(2) 休暇の種類

休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 2 9 年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

平成 2 9 年度において、処分はありません。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

山口県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 1 9 年山口県後期高齢者医療広域連合条例第 1 4 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり承認しました。

研修を受ける場合	2 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	19 件
その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合	14 件

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成 2 9 年度において、許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

多様化、複雑化する業務に対応するため、職員のマンパワーを強化する必要があります。

平成29年度においては、業務運営に係る知識の習得、技術の向上のため山口県等が実施した研修会への参加及び実務能力の向上のための特別研修を実施しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

平成29年度において、実績はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

職員の健康管理を行うため、広域連合において一般健診等の健康診断を実施しています。

また、職員の派遣に関する協定書第10条の規定に基づき、希望する職員については派遣元において健康診断を実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

平成29年度において、実績はありません。

8 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

(1) 時間外勤務時間の削減

【目標】

全職員の時間外勤務時間数について、平成27年度実績より20%削減し、1,700時間とする。

【数値目標の進捗状況】

	時間外勤務時間	うち女性職員の 時間外勤務時間	一人当たり平均 時間外勤務時間
平成29年度	1,875時間	214時間	81.5時間

※臨時職員の時間外勤務は発生していない。

(2) 子の看護休暇の取得促進

【目標】

子の看護休暇の取得対象となる職員は、最低でも1日以上取得する。

【数値目標の進捗状況】

	子の看護休暇の取得率	うち女性職員の取得率
平成29年度	16.7%	50.0%

(3) 年次有給休暇の取得促進

【目標】

年次有給休暇の取得率を80%以上にする。

【数値目標の進捗状況】

	取得率	うち女性職員の取得率
平成29年	73.4%	74.8%

※臨時職員は平成29年4月1日から平成30年3月31日